

景観に関する市町村の状況

景観に関する市町村の状況(令和5年2月時点)

市町村名	景観行政団体	景観行政団体になった日	景観計画	景観条例	準景観地区	重点地区	景観重要			景観協議会	景観整備機構の指定	太陽光発電施設に関する景観形成基準
							公共施設	建造物	樹木			
鹿児島市	○	H16.12.17	平成19年12月策定(H20.6施行)	鹿児島市景観条例《法委任条例》(H20.6施行)		○	○	○	○		○	一部
鹿屋市	○	H19.4.1										
枕崎市	○	H26.6.1										
阿久根市	○	H19.4.1										
出水市	○	H19.3.13	平成22年3月策定(H22.4施行)令和4年3月改定(R4.10施行)	出水市景観条例《法委任条例》(H22.4施行, 規制部分はH22.10)			○					
指宿市	○	H19.3.31	平成31年3月策定(R1.10施行)	指宿市景観条例《法委任条例》(R1.9施行)								全域
西之表市	○	H19.9.1										
垂水市	○	H26.1.1										
薩摩川内市	○	H19.4.1	平成20年10月策定(H21.4施行, 規制部分はH21.10)	薩摩川内市景観条例《法委任条例》(H21.4施行, 規制部分はH21.10)	○		○		○		○	
日置市	○	H26.10.1										
曾於市	○	H23.11.1										
霧島市	○	H18.12.1	平成24年9月策定	霧島市景観条例《法委任条例》(H25.4.1施行, 景観審議会部分はH24.10)							○	全域
いちき串木野市	○	H27.2.1										
南さつま市	○	H20.11.7										
志布志市	○	H19.10.1										
奄美市	○	H23.10.1	令和4年12月策定(R5.4施行)	令和4年12月策定《法委任条例》(R5.4施行)								
南九州市	○	H21.4.1	令和4年3月策定(R4.4施行)	南九州市景観条例《法委任条例》(R4.4施行, 規制はR4.6.1)								全域
伊佐市	○	H26.3.1										
始良市	○	H24.7.1		蒲生町まち並み保存条例(旧蒲生町の範囲)								
三島村	○	H31.1.1										
十島村	○	R1.5.1										
さつま町	○	H18.12.1										
長島町	○	H19.3.31		長島町ふるさと景観条例(H19.4施行(自主条例))								
湧水町	○	H28.11.1										
大崎町	○	H27.4.1										
東串良町	○	H27.4.1										
錦江町	○	H20.3.10										
南大隅町	○	H19.5.1										
肝付町	○	H27.4.1										
中種子町	○	H19.5.1										
南種子町	○	H19.3.20										
屋久島町	○	H20.10.1	平成26年1月策定	屋久島町ふるさと景観条例《法委任条例》			○			○		
大和村	○	H26.4.1										
宇検村	○	H26.4.1										
瀬戸内町	○	H23.4.1										
龍郷町	○	H26.6.1										
喜界町	○	H24.5.1										
徳之島町	○	H27.6.1										
天城町	○	H27.6.1										
伊仙町	○	H27.6.1										
和泊町	○	H28.7.15										
知名町	○	H28.7.15										
与論町	○	H30.3.1										
合計	43		平成19年度 策定…鹿児島市 平成20年度 策定…薩摩川内市 平成21年度 策定…出水市 平成24年度 策定…霧島市 平成25年度 策定…屋久島町 平成30年度 策定…指宿市 令和3年度 策定…南九州市 令和4年度 策定…奄美市	○制定済…8市2町 《法委任条例》 鹿児島市, 出水市, 指宿市, 薩摩川内市, 霧島市, 奄美市, 南九州市, 屋久島町 《自主条例》 長島町, 始良市(旧蒲生町)	1	1	4	1	2	1	3	・景観地区の定めがある市町はなし。

※ 始良市の景観条例については、旧蒲生町が策定した条例が旧蒲生町の範囲で暫定で適用されている。